

※院内で発生した場合は、感染制御部の新型コロナウイルス感染症（COVID19）マニュアルに基づき対応

大学職員（病院職員を除く）の新型コロナウイルスへの感染が疑われるとき
 ※本学の職員（病院職員を除く）は、以下の①～④に1つでも該当する場合は、出勤せずに至急、所属長へ電話連絡するとともに、以下のフローチャートに従い対応してください。

- ① 体調不良者（発熱・呼吸器症状・風邪症状がある場合（アレルギー症状を除く））
- ② 濃厚接触者とされた場合
- ③ 同居者が新型コロナウイルス検査を受ける場合
- ④ 身近な方（非同居者）*1が新型コロナウイルス検査を受ける場合

【本人】

- 1) 所属長に電話連絡し、自宅待機。出勤停止。（出勤中の場合は帰宅）
- 2) 健康観察の徹底
- 3) 健康状態に十分留意し、不調があれば保健所/医療機関へ相談し、所属長へ連絡。

【所属長】

- 1) 出勤せずに自宅待機し、健康観察を徹底するよう指示。
 ※健康状態については指示があるまで、所属に報告するよう説明。
- 2) 体調不良の場合は、症状の発生日及び受診状況の確認。
- 3) 本人の体調確認。
- 4) 2日前（体調不良の場合は症状が発生する2日前）からの学内での接触者を確認するよう指示。
- 5) 2)～4)の情報を、様式1にまとめ、当日中に健康管理センターに連絡。

【健康管理センター】

- 1) 様式1を確認
- 2) 様式1にて学内接触者が居る場合、接触者リストを作成

一般内科を受診又は、保健所に相談

【本人】

- 1) 受診又は相談結果を所属長に報告

【所属長】

- 1) 健康管理センターに連絡

同居者または身近な方の検査結果が判明

【本人】 1) 同居者または身近な方の検査結果が判明した時点で所属長に報告

同居者が陽性の場合

★濃厚接触者として自宅待機

【所属長】

- 1) 健康管理センターへ連絡

陰性の場合

【所属長】

- 1) 自宅待機期間（特別休暇取得）は終了とし、健康状態に十分留意した上で、出勤を許可
- 2) 健康管理センターへ連絡

身近な方が陽性の場合

【本人】

- 1) 所属長に報告

【所属長】

- 1) 自宅待機（特別休暇取得）を継続し、健康観察を継続するよう指示
- 2) 健康管理センターへ連絡

新型コロナウイルス検査の指示の有無を確認

【本人】 1) 検査の実施の有無が確定した時点で所属長に報告

検査が指示された場合

【所属長】

- 1) 体調不良者[本人]およびその接触者*2に結果が判明するまで出勤せず自宅待機（特別休暇取得）の指示

検査不要と判断された場合

快復後、出勤を許可する。ただし、発熱がある場合、解熱後3日（解熱日を含む）は特別休暇を取得させる。

新型コロナウイルス検査の指示の有無を確認

【本人】 1) 検査の実施の有無が確定した時点で所属長に報告

検査が指示された場合

【所属長】

- 1) 濃厚接触者[本人]およびその接触者*2に結果が判明するまで出勤せず自宅待機（特別休暇取得）の指示

検査の指示がなかった場合

【所属長】

- 1) 感染者との最終接触日（自宅内での隔離開始日）を0日として7日間出勤停止を指示（特別休暇取得）
- ※症状出現時は①体調不良者として対応

★別紙※2の『感染の可能性』とされる基準へ

【健康管理センター】

- 1) 接触者リストに基づき、接触状況調査を実施

新型コロナウイルス検査を受検

※無症状の場合、陽性者との最終接触日を0日とし3日目以降での受検を推奨する

【所属長】 1) 健康管理センターに連絡

新型コロナウイルス検査陽性（※1 別紙の対応に続く）

【本人】

- 1) 所属長に検査結果及び保健所からの指示を報告

【所属長】

- 1) 健康管理センターに検査結果および保健所からの指示を報告
- ※復帰時期については主治医の意見を基に健康管理センターと協議の上、決定する。
 （参考）復帰の目安は次のア）およびイ）の条件を満たすこと
 ア）発症後少なくとも10日間は経過していること
 イ）薬剤を使用していない状態で、解熱後および症状消失後に少なくとも3日が経過している

新型コロナウイルス検査陰性（①の場合）

快復後、出勤を許可する。ただし、発熱がある場合は病気休暇を取得させ、解熱後3日（解熱日を含む）は特別休暇を取得させる。

【所属長】 1) 体調不良者[本人]の接触者*2に出勤を指示

新型コロナウイルス検査陰性（②、③の場合）

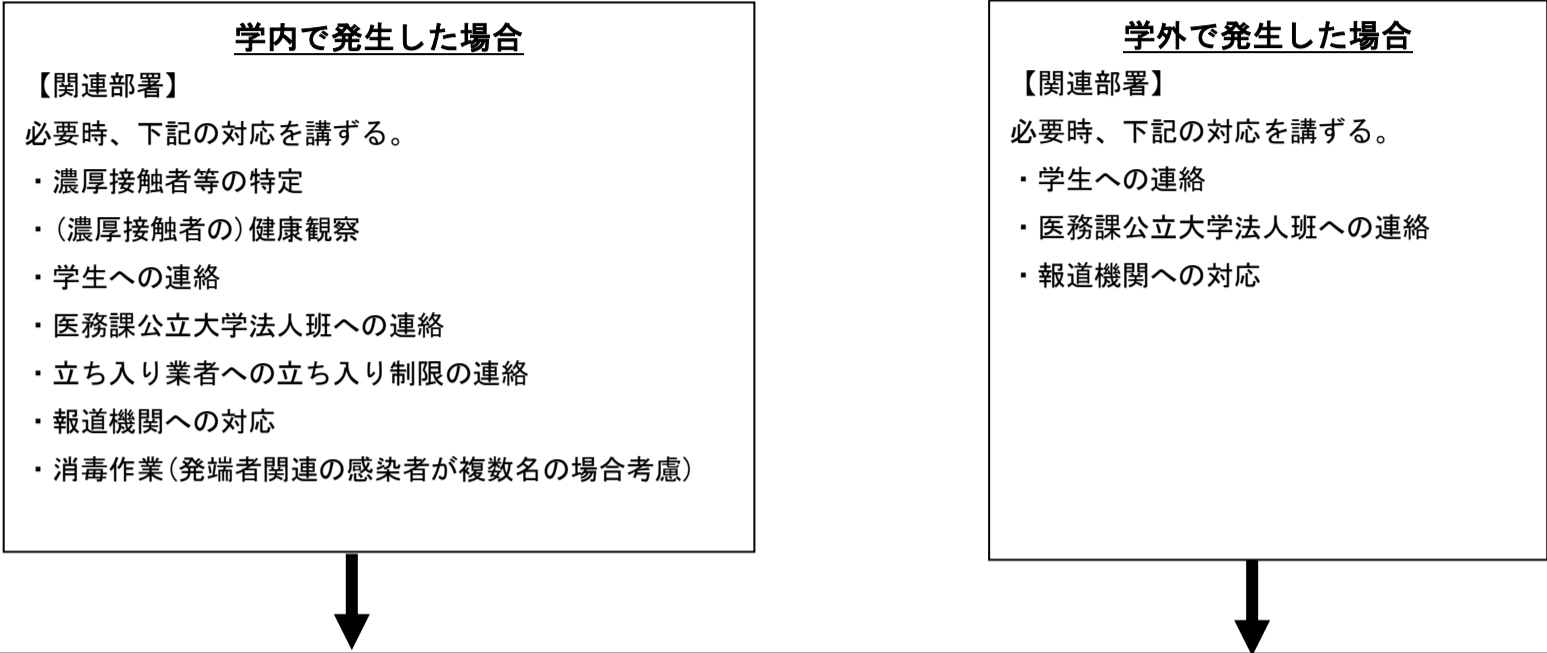
感染者との最終接触日を0日として7日間出勤せずに自宅待機（特別休暇取得）

【所属長】 1) 濃厚接触者[本人]の接触者*2に出勤を指示

*1：受検日の2日前以降に接触のある方

*2：[本人]が陽性であった場合、別紙※2の『感染の可能性』とされる基準に該当する方

※1 大学職員（病院職員を除く）新型コロナウイルス検査陽性の場合の対応



学内で発生した場合

【関連部署】
必要時、下記の対応を講ずる。

- ・濃厚接触者等の特定
- ・（濃厚接触者の）健康観察
- ・学生への連絡
- ・医務課公立大学法人班への連絡
- ・立ち入り業者への立ち入り制限の連絡
- ・報道機関への対応
- ・消毒作業（発端者関連の感染者が複数名の場合考慮）

学外で発生した場合

【関連部署】
必要時、下記の対応を講ずる。

- ・学生への連絡
- ・医務課公立大学法人班への連絡
- ・報道機関への対応

業務の縮小、実習・授業の実施方法等については、
新型コロナウイルス感染症拡大防止のための和歌山県立医科大学活動制限の指針及び、新型コロナウイルス対策本部会議により決定する

※2 『感染の可能性がある』とされる基準

